

第3回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和2年5月1日(金)
開会13時30分 閉会14時43分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- | | |
|--------------|-------|
| 教育長 | 鍵本 芳明 |
| 委員(教育長職務代理者) | 田野 美佐 |
| 委員 | 梶谷 俊介 |
| 委員 | 上地 玲子 |
| 委員 | 服部 俊也 |
-
- | | |
|---------|------------|
| 教育次長 | 池永 亘 |
| 教育次長 | 高見 英樹 |
| 教育政策課 | 課長 大西 治郎 |
| | 副課長 細川 誠 |
| | 総括主幹 土井 隆史 |
| 財務課 | 課長 中山 均 |
| 高校教育課 | 課長 中村 正芳 |
| 義務教育課 | 課長 川上 慎治 |
| 特別支援教育課 | 副課長 有田 純子 |
| 保健体育課 | 課長 山本 圭司 |
- 4 傍聴の状況 0名
- 5 報告事項
- (1) 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について(5月7日以降)
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に係る国に対する要望事項について
 - (3) 令和2年度4月補正予算について

6 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

特にないようなので、直ちに審議に入る。

報告事項(1) 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について(5月7日以降)

・教育政策課長から資料により一括説明

(委員)

休業の期間延長は、今の状況下ではやむを得ない対応と考える。休業期間中の学習指導については、電話連絡やICTの活用を図るとのことだが、現状はどうなっているのか。また、課題も見えてきていると思うが、その課題に対してどのように取り組んで行くのか。

(高校教育課長)

県立高等学校の現状については、4月27日時点で全体の3分の2の学校が授業動画の配信等、ICTの活用に取り組んでいる。多くの学校では、文部科学省のガイドラインに沿って、紙の教材とICT活用とのハイブリッドにより、家庭学習に係る指導を行うとともに、週1、2日の登校日を設け、生徒の学習状況を確認し、状況に応じた指導を行っている。

課題としては、ICTを活用した指導を行う際に、自宅でのWi-Fiの有無等、各家庭のネットワーク環境に個人差があるため、クラス・学校全体での指導が困難になっている。また、同様に各学校においてもネットワーク環境の違いから、取組状況に差が生じている。今後、こうした課題に対応するため、動画を保存したタブレットPCの貸出等を検討するとともに、各学校が行っている良い取組を県全体で情報共有するなど、学校休業中の学習支援を推進してまいりたい。

(義務教育課長)

小・中学校については、市町村によって対応が分かれている。児童生徒の学習状況や生活状況の確認は、今回の休業前から環境が整っていた一部の市を除いては、登校日や電話連絡等により行っており、家庭学習等におけるICT活用の取組はまだ十分進んでいる状況ではない。

また、課題だが、ICT環境が整っていない状況における家庭学習の課題の与え方について悩んでいるといった相談が増えている。3月の休業中は、一度授業で習ったことの定着を図るため、復習を主に行っていたが、新年度になり、教科書を基

に新たな内容を教えなければならないため、どのように行っていくか各学校において試行錯誤している状況である。県教委では対応として、ICT環境が整っていない家庭に対しては、テレビ放送されている番組等を活用した家庭学習方法について、各市町村教委を通じて各学校へ紹介しており、引き続き学習指導について支援してまいりたい。

(委員)

ICT環境が整っていない状況であれば、地域によってはどの家庭でも視聴できるテレビ放送による家庭学習が良いのではないかと。ケーブルテレビの協会や各地域のケーブルテレビとの連携を図り、各地域に応じた授業動画等を放送する等の対応ができないか検討して欲しい。

(義務教育課長)

ケーブルテレビとの連携を検討している市町村もあると聞いている。県教委としても、現在、臨時休業中における家庭学習について、プロジェクトチームを立ち上げて検討しているところであり、動画配信等、家庭学習の充実に向けてどういった対応ができるのか検討してまいりたい。

(委員)

テレビ放送されている番組等、自宅での学習に活かせるコンテンツについては、児童はもちろんだが、保護者にもしっかり周知して欲しい。家庭学習の方法に悩んでいる保護者もいると聞いている。

(義務教育課長)

テレビ番組を活用した取組については、4月27日に市町村教委及び各学校へ通知したところであり、児童生徒及び保護者へしっかり周知徹底を図るよう指導してまいりたい。

(委員)

小・中学校で、家庭学習を進めるにあたり、児童生徒任せになると中々難しいのではないかと。保護者の協力が必須となると思うので、各家庭へ協力いただけるようしっかり依頼して欲しい。

(義務教育課長)

ご指摘のとおり、保護者の協力は必須であり、特に小学校低学年については、苦慮しているということも聞いているため、学校を通じて、各家庭へ家庭学習への協力を依頼してまいりたい。

(委員)

特別支援学校についても、同様に学習指導を行っていると思うが、状況はどうなっているのか。

(特別支援教育課副課長)

各学校の指導状況全てを把握できてはいないが、課題を課し、電話連絡等により生活状況や家庭学習の進捗状況について確認・指導を行っている状況である。児童生徒の障害の程度に応じた指導を行っているところではあるが、今後、ICT活用に係る好事例を学校へ情報提供するなど、特別支援学校でのICT活用の取組を進めるために、指導・助言を行ってまいりたい。

(委員)

休業が長期化しており、生活リズムが乱れていないか心配している。学習面からも規則正しい生活は大切であり、生活指導をしっかり行って欲しい。ICTを活用

したホームルームの実施等、様々な方法で児童生徒と担任が繋がれるよう検討して欲しい。

(義務教育課長)

小・中学校の生活指導については、登校日に家庭学習の方法と合わせて、1日の予定を児童生徒自身で計画する等、規則正しい生活が行えるよう学校において指導しているところである。ICT環境が整っていない家庭も多いため、提案いただいた、ICTを活用したホームルーム等を直ちに実施することは困難であるが、休業中においても規則正しい生活が送れるよう様々な取組を通じて指導してまいりたい。

(教育長)

県立高校については、準備が整った学校からホームルームをインターネット上で実施するなど、ICTを活用した取組を進めており、引き続き生徒と担任が必要なコミュニケーションを取れるよう推進してまいりたい。

(委員)

児童生徒への外出自粛について、4月28日付け通知にて、やむを得ない理由で県外に外出した場合、保護者が不安を感じる等があれば登校日の登校を控えさせるよう各学校へ指導しているが、基準が明確でないため、どのように対応するか学校側が苦慮するのではないか。県外に外出した児童生徒及び当該児童生徒が在籍する学校・学級の児童生徒の不安を解消するためにも、県外へ外出した場合は2週間自宅待機をする等、もっと明確な基準を示すことはできないのか。

(保健体育課長)

生徒がやむを得ない理由により県外に外出した場合、健康観察や外出した地域の状況等、保護者と連絡を取り合い、個別案件ごとに判断することになる。各地域によって感染状況等が異なる上に、その状況も刻一刻と変わっているため、一律の基準を設けることは学習機会の保障の観点からも難しいが、学校から相談等があった際には、適切な判断となるよう指導・助言を行ってまいりたい。

(委員)

民間企業においても新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、テレワーク等が推進されているが、児童生徒の保護者である従業員等のテレワークが進むことで、児童生徒の生活面・学習面の双方に良い影響が生じると思う。県及び県教委から、経済団体・企業等へ保護者の勤務形態への配慮等、学校の休業延長への対応について依頼してはどうか。

(義務教育課長)

特に小学校低学年の児童については、生活面・学習面において、家庭の協力が必要であり、保護者が在宅することができれば、良い影響が生じると考えられる。今後、ご意見を踏まえてどういった対応ができるのか検討してまいりたい。

(委員全員)

了 承

報告事項(2) 新型コロナウイルス感染症に係る国に対する要望事項について

・教育政策課長から資料により一括説明

(委員全員)

了 承

報告事項（3）令和2年度4月補正予算について

・財務課長から資料により一括説明

（委員）

学力向上総合推進事業費について、臨時休業措置に伴う支援員の配置となっているが、これは学校再開後の対応ということか。また、支援員はどういった方の配置を想定しているのか。

（財務課長）

支援員配置は学校再開後の対応である。また、支援員については、現在の支援員と同様に教員免許の有無に関わらず、授業支援を行える人員を配置する予定である。

（教育長）

長期間に及ぶ休業措置により、学校再開後の補充授業は児童生徒にとって重要であるため、文部科学大臣からのメッセージにもあったように、一度教員を退職された方にも協力いただきながら、人材の確保に努めたい。

（委員）

県立学校IT基盤整備事業費の学習者用端末の整備事業について、今回の補正予算により、県立学校の小学校1年生から中学校3年生までの全員分を整備するが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に端末の台数が不足していると聞く。整備に当たっては、一度に全て整備できない可能性もあるが、その際はどの学年から整備するのか。

（財務課長）

端末整備に当たっては、令和元年度2月補正で措置された小学校5・6年生及び中学校1年生用の端末について、先に準備を進めており、まずは当該学年の端末を整備する予定であるが、その他の学年についてもこの補正予算を活用し順次導入を進めてまいりたい。

（委員全員）

了 承

閉会